

別添地方4A 地方公共団体が扱う申請・届出等手続でオンライン化条件整備が困難な手続

○第一号法定受託事務

手続名	根拠規定	実施方を提示できない理由(内容)等	備考
死産の届出	死産の届出に関する規程第4条	死産の届出には、医師、助産師の認証を必要とする死産証書(死胎検案書)を添付することになっており、電子化の方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。	
毎月勤労統計調査(特別調査事業所の申告義務)	毎月勤労統計調査規則第16条第3項(統計法)	調査員による対面審査を要するため、システム検討、整備に時間を要する。	
歯科技工士の試験の手続	歯科技工士法第12条第2項	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難である。	
保護開始の申請	生活保護法第24条第1項	①現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、②それを踏まえて面接相談を通じ保護の申請を行っている実態、を踏まえると、保護の申請手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。	
保護変更の申請	生活保護法第24条第5項(同条第1項準用)	①現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、②それを踏まえて面接相談を通じ保護の申請を行っている実態、を踏まえると、保護の申請手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。	
医療券の発給	指定医療機関医療担当規程第2条	医療券の発給手続は、医療扶助(保護)の申請に基づいて行うものであるが、①現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、②それを踏まえて面接相談を通じ医療扶助の申請を行ってもらい医療券を発給している実態、を踏まえると、医療券の発給手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。	